

20

視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

整備の基本的な考え方

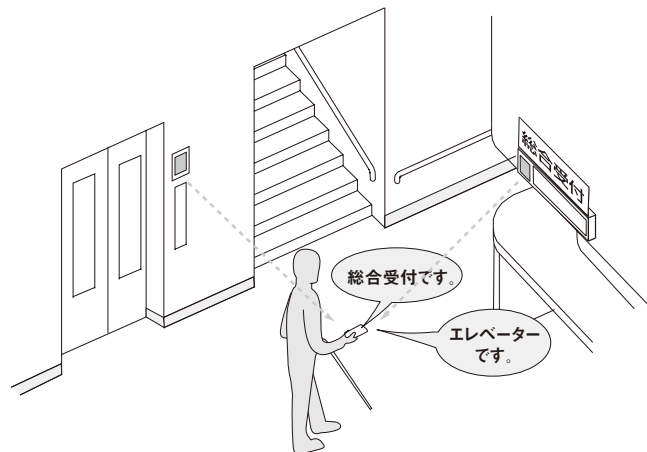
- 視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるよう、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック等を適切に設ける。
- 視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用して活用する。
- 白杖等の使用者は、歩行中足下から上部の情報が入りにくい。上部のみに突出した構築物は衝突の危険があるのを避ける。
- 視覚障害者への情報伝達としては、音声・音響による案内も有効である。

整備基準	解説	望ましい水準
視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。ただし小規模施設並びに別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、次のように整備するよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「小規模施設」3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。 ●「別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、共同住宅、事務所、路外駐車場、寄宿舎、工場 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的施設においては、20の項に定める設備を設けること。 ○会議等では、点字資料や録音テープ等を用意すること。
(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設等	<p>次の場所には、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより容易に識別できる視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、または音声その他の方法により、視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、障害者、高齢者等の利用に支障がないと認められる別表第1の2及び3に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」とは、音声装置、誘導チャイム等をいう。 【視覚障害者誘導用ブロックの構造】 ●形状については、JIS規格の構造とする。 ●黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りでない。 ●十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。 【視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法】 ●車いす使用者やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、構築物等の壁面から通行の支障とならない距離を確保すること。 ●病院、高齢者が入所する福祉施設、幼児が利用する保育所等においては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に支障をきたさないようにすること。 ●道又は空地から敷地内通路等、主要な出入口等又は受付等に至る連続した経路に敷設すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には音声誘導装置を設けること。
ア 敷地内通路	1に定める構造の敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路	●車路に接する部分、車路を横断する部分には、点状ブロックを敷設すること。
イ 外部出入口の戸の前後	2に定める構造の外部出入口の戸の前後	
ウ 受付等に至る廊下等	2に定める構造の外部出入口から受付又は17に定める構造の案内標示にいたる4に定める構造の廊下等のうち、1以上の廊下等	●受付等の前に敷設する点状ブロックの位置は、受付等の前端から30cm程度離れた箇所とすること。
エ 傾斜路の上端及び下端	5に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する1に定める構造の敷地内通路及び4に定める構造の廊下等並びに当該傾斜路の踊場の部分。ただし、1に定める構造の敷地内通路に、6に定める構造の階段を併設する場合を除く。	●傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30cm程度離れた箇所とすること。

整備基準		解説	望ましい水準
オ 階段の上端及び下端	6に定める階段の上端及び下端に近接する1に定める構造の敷地内通路及び4に定める構造の廊下等並びに当該階段の踊場の部分	●階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所とすること。	
カ エレベーターの出入口	7の(1)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する4に定める構造の廊下等	●エレベーター操作盤前に敷設する点状ブロックの位置は、操作盤から30cm程度はなれた箇所とすること。	
(2) 手すりへの点字その他の案内設備の設置	4に定める構造の廊下等、5に定める構造の傾斜路及び6に定める構造の階段に設ける手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「点字その他の案内設備」とは、点字のほか、音声案内等をいう。 ●手すりの点字その他の案内設備においては、現在位置や行き先、上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とすること。 ●点字は、はがれにくいものとすること。 	
(3) 出入口への点字その他の案内設備の設置	便所及び客室の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●8の項(1)に定める構造の便所(多機能トイレ)においては、現在位置や構造及びだれもが利用できる便所である旨を案内すること。 ●8の項(2)に定める構造の便所においては、現在位置や構造及び男女の区別があるときは、当該区別を案内すること。 ●13の項に定める構造の客室においては、現在位置及び部屋番号等を案内すること。 ●点字による案内設備は、床から中心までの高さを140～150cmとすること。 ●点字は、はがれにくいものとすること。 	○集会、案内機能を有する居室(事務室、集会室、相談室など)等を設ける場合は、出入口に点字等により、現在位置及び部屋番号等を表示すること。
(4) エスカレーターのかし板	エスカレーターを設ける場合には、かし板をステップ部と区別しやすい色とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ○エスカレーター-の始末端部では、音声等により視覚障害者等へ注意を喚起すること。 ○逆乗り防止のセンサーを設けること。

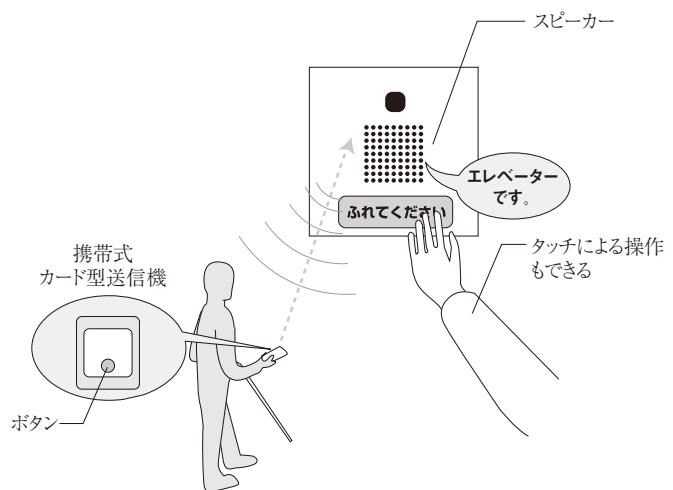
●音声誘導設備（赤外線等）

手元の携帯装置で受信し、音声で案内情報を得るシステム



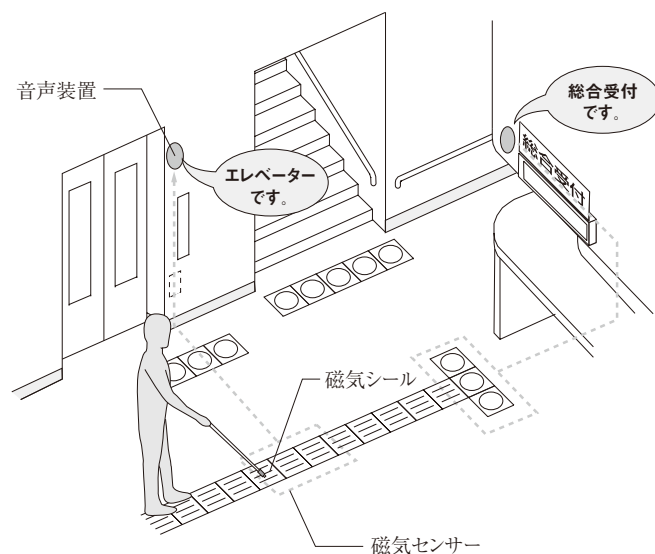
●音声誘導設備（電波方式等）

携帯送信機から信号を送信し、要所に設置された装置から音声で案内情報を得るシステム

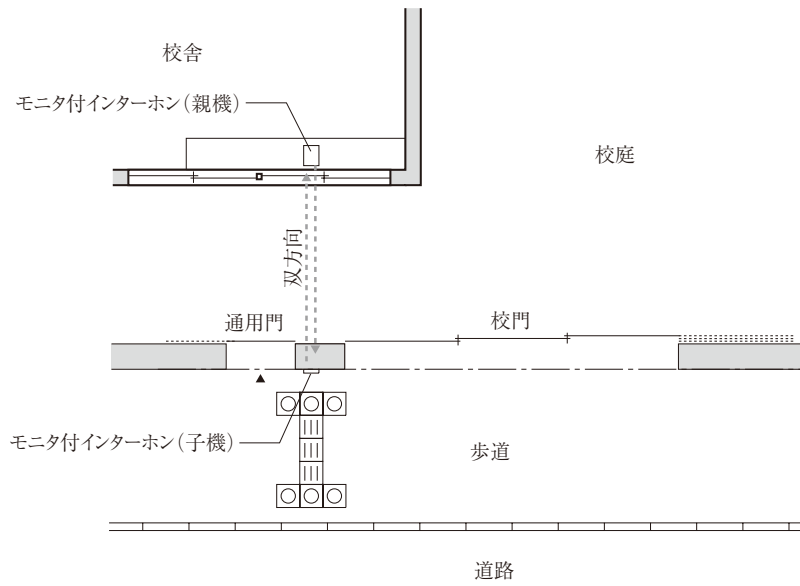


●音声誘導設備（磁気方式等）

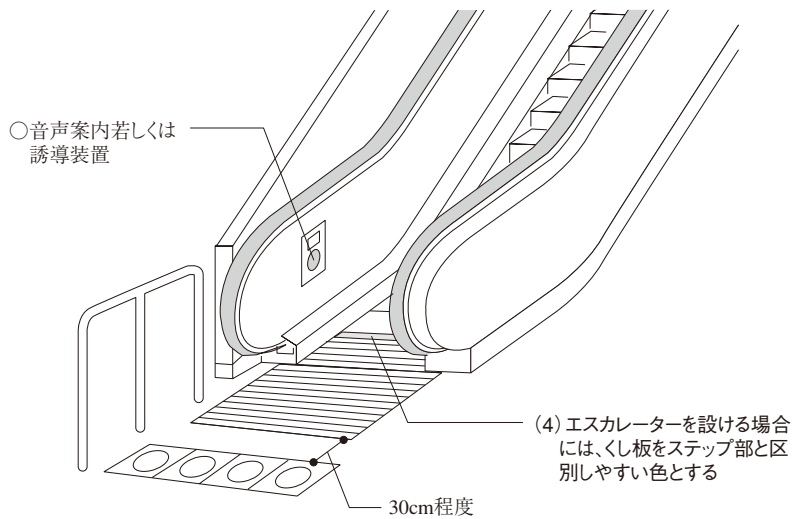
白杖に巻きつけた磁気シールを要所の視覚障害者誘導用ブロックに埋込まれたセンサーが感知し、音声装置から案内情報を得るシステム



● 学校等の整備例



● エスカレーターの整備例



● 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

